

令和3年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)が
 充てられた社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	決算額
地方消費税交付金	136,689
うち社会保障財源化分	72,700

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
社会福祉	児童福祉事業	144,350	140,377	3,973
	母子福祉事業	5,086	572	4,514
	高齢者福祉事業	3,432	1,079	2,353
	障がい者福祉事業	180,729	133,254	47,475
	小計	333,597	275,282	58,315
社会保険	国民健康保険事業	47,724	35,488	12,236
	介護保険事業	77,522	1,556	75,966
	後期高齢者医療保険事業	48,150	0	48,150
	国民年金事業	69	69	0
	小計	173,465	37,113	136,352
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	984	491	493
	乳幼児医療給付事業	1,624	788	836
	予防事業	19,067	7,274	11,793
	診療所事業	104,979	10,000	94,979
	小計	126,654	18,553	108,101
合計		633,716	330,948	302,768
一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)				72,700

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など